

令和9年3月2日から

# 狂犬病予防注射済票の 交付年度の取扱いが変わります！

令和9年3月2日から狂犬病予防法施行規則が改正され、3月2日から3月31日に狂犬病予防注射を接種しても、**翌年度の**注射済票の交付を受けることができなくなります。

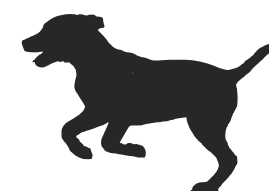
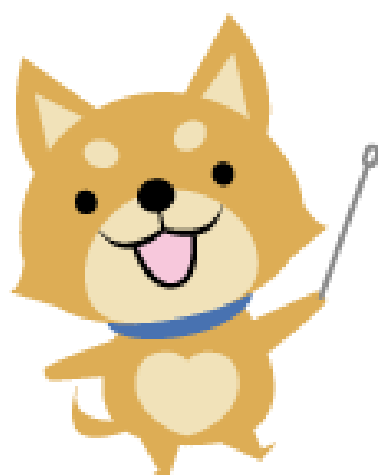
**令和9年度の注射済票は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までに接種した場合に交付されます**ので、あらかじめ接種させる時期を御検討ください。

## ● 接種時期と交付される注射済票の年度



これまで	<p>&lt;接種日が3月2日から3月31日まで&gt; <b>翌年度の</b>注射済票を交付する</p> <p>例：令和8年3月2日の注射→<b>令和8年度</b>の注射済票</p>
令和9年3月2日以降 (改正後)	<p>&lt;接種日が令和9年3月2日から3月31日まで&gt; <b>令和8年度の</b>注射済票を交付する</p> <p><b>令和9年度の注射済票は、令和9年4月1日以降に接種した場合に交付されます</b></p>

令和9年度の狂犬病予防注射の案内封筒は令和9年4月1日以降の発送予定です。  
制度の改正等の詳細については、右の二次元コードから京都市のホームページを御確認ください。



京都市情報館 狂犬病

### <お問合せ先> 医療衛生センター

- 北区、上京区、左京区、東山区 075-746-7211
- 山科区、南区、伏見区 075-746-7213
- 中京区、下京区 075-746-7212
- 右京区、西京区 075-746-7214



人と動物が共生できるうおいのある社会を目指して



令和8年6月発行 京都市印刷物第080787号  
京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課